

論点整理に係る個別事項について

令和3年 2月

経済産業省

環境省

1. 他車充当方式に関連する意見の整理

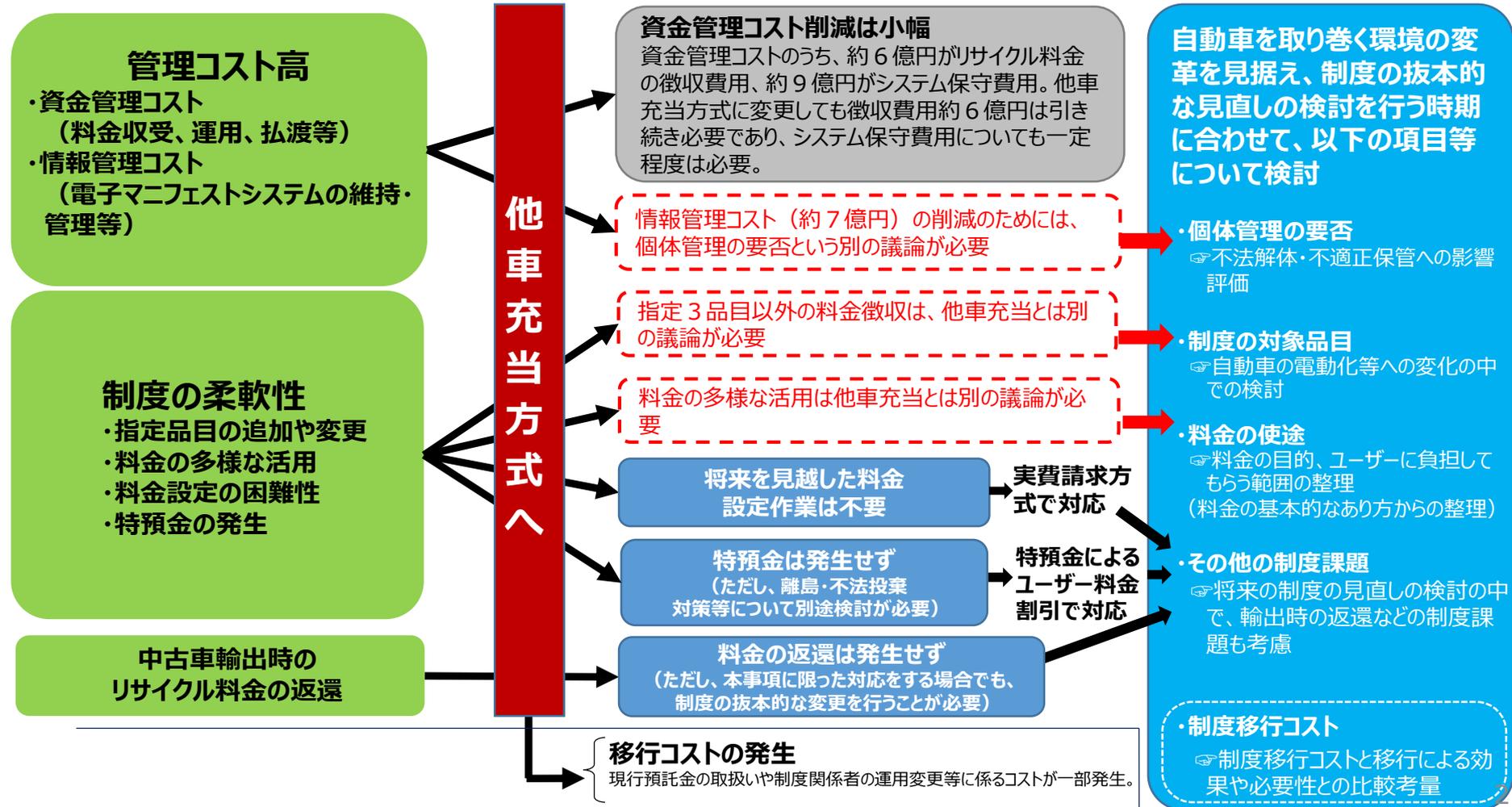
- 第52回自動車リサイクル合同会議においては、現行の自車充当方式を支持する意見が多く見られたが、課題があるため他車充当方式への変更を検討すべきという意見もあったところ。
- それらの意見も踏まえて、他車充当方式に関連する意見と今後の検討の方向性について、以下のとおり整理する。

課題であると御意見のあった事項

方式変更

課題に対する効果

将来に向けた留意事項

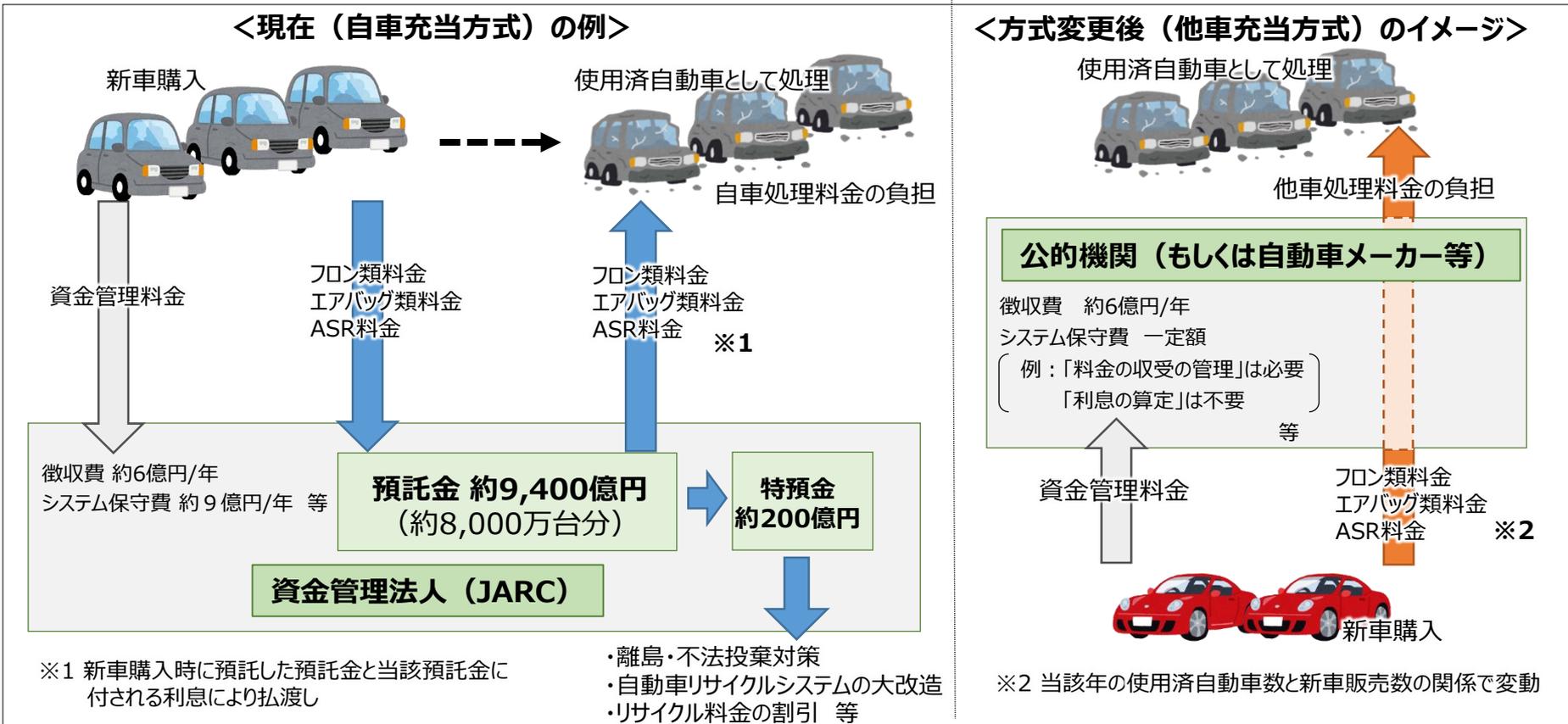


【参考】他車充当方式に変更した際の費用関係のイメージ

- 自動車リサイクルの料金制度を他車充当方式に変更する場合の料金や費用の関係については以下のとおり。

ポイント

- 他車充当方式に変更しても、引き続き資金管理コストのうち徴収費用は必要であり、かつシステム保守費も一定程度必要。
- 料金は用途を特定した上でユーザーから徴収する必要があるため、他車充当方式であったとしても、基本的には自車充当方式と同様に用途を明確にした上で徴収するものと考えられる。したがって、他車充当方式に変更することと指定品目や料金の徴収範囲の拡大は別の論点。
- 他車充当方式では特預金が発生しなくなるため、特預金により行っていた離島・不法投棄対策等の費用を別途検討する必要がある。



2. 中古車輸出時のリサイクル料金の返還に関連した質問について

- 第52回自動車リサイクル合同会議において、事務局に頂いた質問に対する確認結果は以下のとおり。

質問 1

輸出返還を受けた最終ユーザーがどのくらいの期間当該車両を所有しているか。

- 最終ユーザーの車両所有期間のデータは自動車リサイクルシステムには登録しておらず確認できないが、JARCが輸出返還申請者の上位10社に車両所有期間をヒアリングした結果は以下のとおり。

A社	1.5ヶ月から長ければ半年程度	F社	早いものだと2週間から1ヶ月程度
B社	2～3ヶ月程度	G社	3ヶ月～半年程度
C社	早いものだと2～3週間程度から数ヶ月程度	H社	2ヶ月
D社	3ヶ月程度	I社	決まっていない。ものによっては1～2年置くものもある。
E社	3～4ヶ月程度	J社	2～3ヶ月程度

※令和2年12月から令和3年1月にかけてヒアリング

質問 2

中古車輸出時のリサイクル料金の返還に関して、何件の返還先があるのか。例えば、上位10%でどれくらいの件数と金額が返還されているのか。

- 令和元年度の返還先は3,181社。
- 上位10%（318社）における返還した台数は約132万台、返還金額は約171億円。（全体の返還した台数は約154万台、返還金額は約197億円）